

西宮市文化振興課公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市文化振興課が委託する業務のうち、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受託者を選定できないと判断されるもの（以下、「対象業務」という。）について、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において、最も適した業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、実施を公表して参加を希望する者を募り、その申込者の対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組み体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な企画力、創造力、経験等を有する事業者を選定する方法をいう。

(実施の公表)

第3条 公募型プロポーザルの手続きを開始するときは、市ホームページへの掲載等により公表する。

(参加申込書の提出)

第4条 公募型プロポーザルへの参加をしようとする者（以下、「応募者」という。）は、参加申込書、企画提案書その他の書類に必要な事項を記入し、委託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に提出しなければならない。

(委員会の設置)

第5条 公募型プロポーザルを実施するにあたり、委託候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、対象業務ごとに委員会を設置する。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 応募者の審査及び評価に関すること。
- (2) 委託候補者の選定に関すること。
- (3) その他、委託候補者の選定に関して必要なこと。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 委員は、対象業務に関連する部課長等をもって充てる。
- 4 事務局は、文化振興課に置く。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委託候補者の選定)

第9条 委員会は、提出された企画提案書等について、別に定める評価基準を基に審査し、応募者を評価する。

- 2 委員会は、委託候補者を選定するにあたり必要がある場合は、応募者に対し、ヒアリング及びプレゼンテーションを行わせることができる。
- 3 委員会は、審査の結果、最も優れた評価を得た者を委託候補者として選定する。
- 4 委託候補者の選定にあたり、最高評価者が複数存在する場合は、委員会の合議により決定する。

(結果の通知)

第10条 委員会は、すべての応募者に対して、審査結果を書面で通知する。

(補則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年6月1日より実施する。